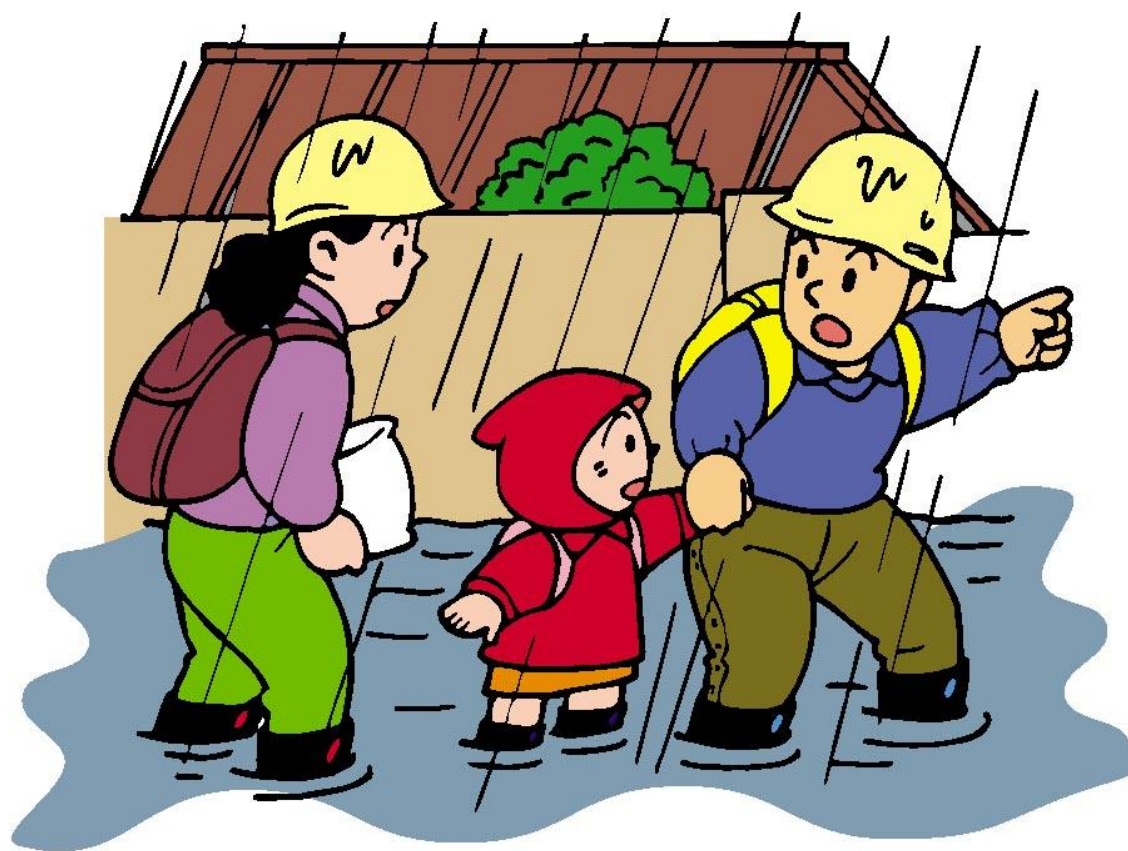


災害対策職員初動マニュアル



令和元年12月

遠別町

本書は、遠別町地域防災計画に基づき、災害が発生したときや、災害の発生が予測される場合に、町職員がどのような初動体制をとるべきかを抜粋したものである。

1 職員としての心構え

大規模な地震の発生といった、一生に一度あるかどうかという非常時に際しては、一時的に気持ちが動転し、冷静な判断・速やかな対応が取れなくなってしまうことは当然のことである。

しかし、「町民の生命・身体・財産の安全を守る」という職員に課せられた責務(災害対策基本法第5条)を遂行するために、一時的な混乱から少しでも早く「普段の自分らしさ」を取り戻し、以下に示す心構え(行動指針)のもとに「遠別町職員」として行動することが求められる。

自分が責任者だと思って

町民の生命、財産を守り、災害からの危険を防ぐことは、職員一人一人の働きにかかっている。自分が責任者だったらどうするかという観点から周囲の状況を掌握し、体制の立て直しにリーダーシップを発揮しよう。

速やかな行動を

災害時においては、特に「迅速」ということが大切。
応急対策の第1歩はまず現場に駆けつけること。いち早く第1報を仕入れてくることである。
応急対策は、早ければ早いほど効果的であり、もっとよい次の手が打てることにもつながる。速やかに行動しよう。

協力しあって

応急対策実施に際しては、必ず他の課、係及び防災関係機関との連絡を密にし、協力して行動すること。一人でできることには限界がある。「情報の独り占めは手遅れになる元である」ことを肝に銘じておこう。

優しい気持ちで

災害時においては、家族の無事が気がかりなものだが、町民を「家族」同様に考え、親切に接するよう心掛けよう。特に、ハンディキャップのある人たちには、「優しい気持ち」で接するよう。

2 注意配備時の災害対応

気象警報の発表が予想される場合や、局地的な災害の発生が予想される場合において、災害対策本部設置前の対応を次のとおりとする。

(1) 暴風雨、大雨洪水、台風

- ①降雨状態がある程度(3時間以上)続き、その総雨量が警戒すべき基準に達する可能性がある場合は、モオタコシベツ川、パロマウツナイ川、北里川を中心に河川の現地調査を行う。また、北海道の管理する遠別川、ウツツ川、オタコシベツ川の情報についても留萌建設管理部遠別出張所と連携をとり情報収集に努める。
- ②道路や農業施設等で災害の被害発生が予想される箇所の巡回パトロールを行う。
- ③北海道開発局や北海道、気象庁が所有する気象データや予報をインターネット等で情報収集し、関係者が常に情報を共有できるように努める。
- ④暴風の際には、屋根のトタンの飛散や柱等の倒壊等による人的被害の発生が予想されるので北留萌消防組合消防署遠別支署と連携し、被害発生の予防に努める。

(2) 暴風雪(冬季間)

- ①視程障害や交通事故等により国道又は道道等の主要道路が通行止めになる場合は別紙(11ページ参照)に掲げる連絡系統に基づき連絡体制を整える。
- ②主要道路が通行止めになった場合は、町道においても人的被害や交通事故防止の観点から主要道路に接続する町道の通行止めについても関係機関と調整し措置を講ずる。
- ③町内に一時待機所の設置が必要になる場合は、施設管理者と協議の上、生涯学習センター等に速やかに設置する。この場合、炊き出し等は基本的に行わず、町内の飲食店や食料品店の情報提供に努める。ただし、道路管理者等から要望があった場合についてはこの限りではない。

(3) 地震

《勤務時間内》

- ①庁舎・施設の外へ一時誘導
- ②来庁者・職員等の安否確認と避難誘導、負傷者の救援
- ③庁舎・施設の破損状況の把握
- ④庁内の火気危険物等の点検
- ⑤安全を確認後、災害対策本部設置準備

《勤務時間外》※自主参集

- ①テレビ・ラジオ等で震度を確認し、参集又は待機。
- ②定められた参集場所に到着するまでの間、被害状況を確認しメモする。

3 配備体制

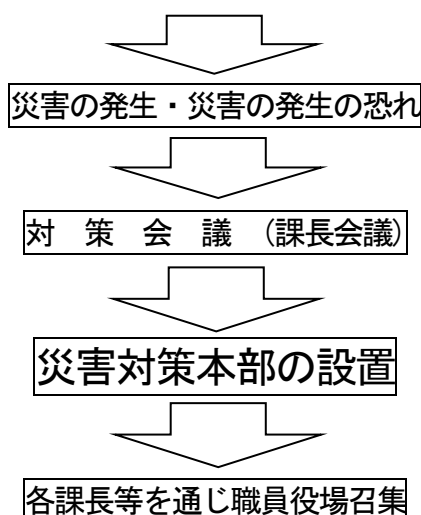
(1) 災害対策本部設置前の配備体制

① 注意配備

配備の基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 震度3以下の地震 2 沿岸部に津波注意報 3 気象警報及び注意報 4 局地的な災害の発生が予想
主な対応内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 パトロール 2 気象情報等の収集 3 関係機関等との連絡 4 必要な体制整備 5 次の体制への移行準備
参集範囲	防災担当職員

② 第1非常配備

配備の基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 震度4の地震 2 沿岸部に津波注意報 3 気象警報等で配備が必要となった場合。 4 局地的な災害の発生が予想 5 局地的な災害の発生
主な対応内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 パトロール 2 気象情報等の収集 3 被害情報の収集伝達 4 関係機関等との連絡 5 応急措置の実施 6 必要な体制整備 7 次の体制への移行準備
参集範囲	防災担当職員・管理職以上 その他の職員は待機及び自主参集



(2) 災害対策本部設置後の配備体制

① 第2非常配備

配備の基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 震度5弱又は5強の地震 2 沿岸部に津波警報 3 特別警報が発令（大雨、暴風、暴風雪等） 4 広域な災害の発生が予想 5 相当規模の災害の発生 6 風水害による被害発生 7 予想外の重大な災害が発生
主な対応内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策業務全般 2 被害の把握と公表 3 必要な体制整備 4 必要に応じた応援要請 5 次の体制へ移行準備
参集範囲	係長以上の職員 全対策班の所属長及び応急対策等に必要な職員

② 第3非常配備

配備の基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 震度6弱以上の地震 2 沿岸部に大津波警報 3 地震又は津波による災害発生 4 広域な災害の発生 5 被害が甚大と認められる場合
主な対応内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の活動全般 2 迅速な応援要請（周辺自治体及び自衛隊等） 3 救助救出 4 避難所の開設と運営
参集範囲	全職員

(3) 休日・時間外の動員・配備

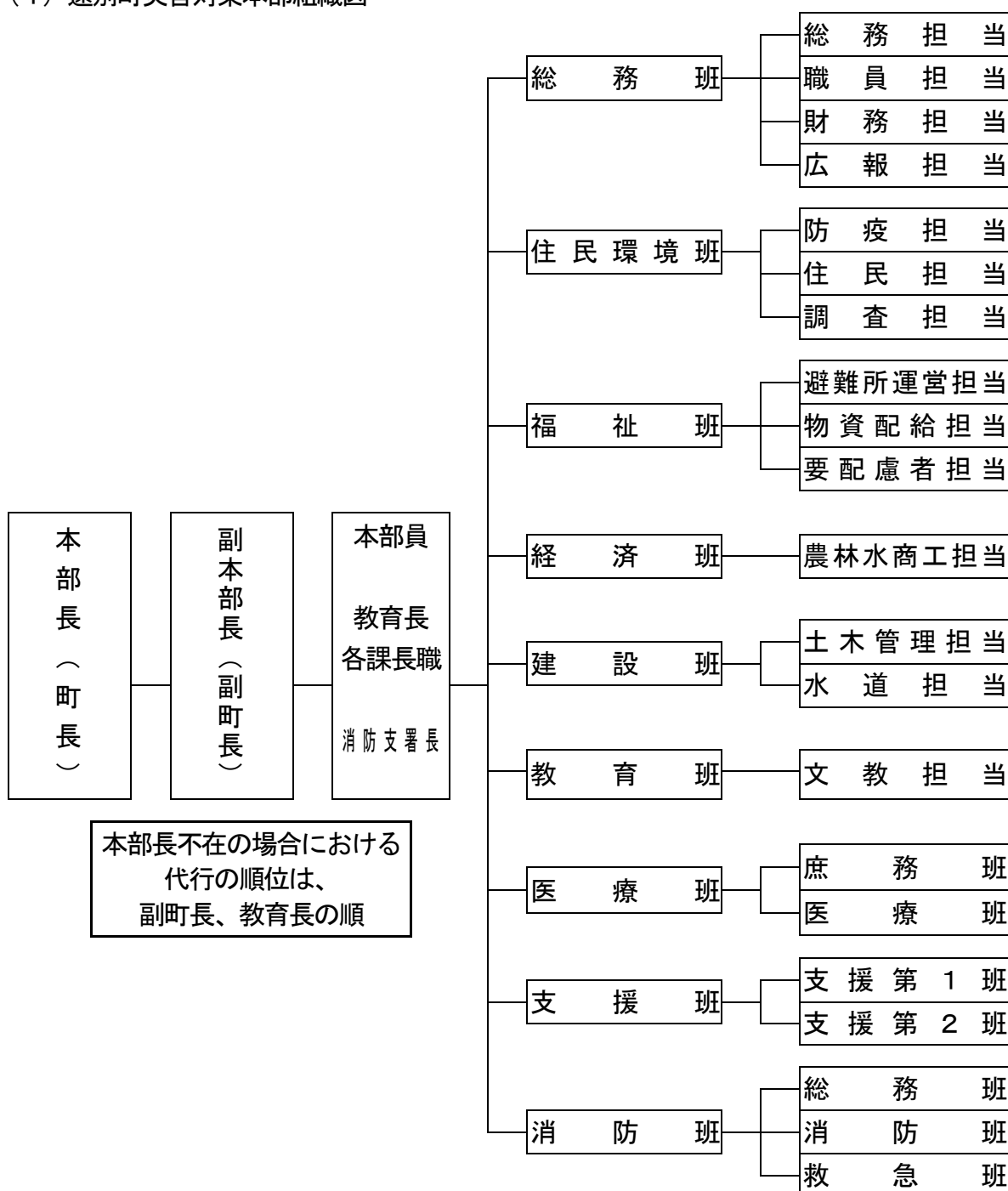
休日などの勤務時間外に災害が発生したときは、町職員は前記の非常配備体制に基づき所属または配置先へ参集する。

震度3以下の地震 気象警報	注意配備要員は自主参集※ 第1非常配備要員は待機
震度4の地震 津波注意報	第1非常配備要員 その他の職員は待機及び自主参集※
震度5弱又は5強の地震 津波警報／特別警報の発令	第2非常配備要員（係長職以上） その他の職員は待機及び自主参集※
震度6弱以上の地震 大津波警報 地震又は津波発生による災害発生	全職員
※自主参集は、地震災害等の場合において、各配備要員が、テレビ又はラジオ等による情報や被害の状況から自己判断し、それぞれの所属又は配置先に参集することとする。 なお、それぞれの所属又は配置先に直行することが困難な場合は、最寄りの公共施設に参集することとする。（この場合においては、各課長等に速やかに連絡する。）	

4 災害対策本部設置基準

- ① 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策が必要な場合
- ② 災害が発生し、その規模及びその範囲から特に対策が必要な場合
- ③ 気象、地象、水象についての情報又は警報を受け、対策の必要がある場合
- ④ 震度5弱以上の地震が発生した場合
- ⑤ 気象庁から津波警報が発表された場合
- ⑥ 特別警報が発令された場合

(1) 遠別町災害対策本部組織図



(2) 災害対策本部の業務分担

班	担当 (◎チーフ、○サブチーフ)	事 務 分 掌
総務班 (総務課長)	総務担当 ◎企画振興係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策の総括に関する事 2 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関する事 3 災害対策本部の庶務及び各部との連絡調整に関する事 4 本部員会議に関する事 5 非常配備指令等の伝達に関する事 6 気象情報の収集・伝達に関する事 7 災害用車両の調達に関する事 8 災害状況の取りまとめに関する事 9 国・道に対する要請及び報告に関する事 10 自衛隊の派遣要請に関する事 11 備蓄食糧及び資機材等の管理に関する事 12 避難勧告又は避難指示の発令に関する事 13 災害の情報収集に関する事 14 住民の安否確認及び行方不明者の捜索に関する事 15 他部及び他班に属さない事
	職員担当 ◎総務係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設(本庁舎)の被害状況調査に関する事 2 所管施設の災害応急対策及び復旧対策に関する事 3 各班の非常配備人員の把握及び調整に関する事 4 災害復旧・警戒に携わる職員の衣服、食糧及び寝具等の調達・供給に関する事 5 総務担当への支援に関する事
	財務担当 ◎財政係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予算の編成、経理及び資金の調達に関する事 2 災害対策本部が発表又は依頼等をする広報活動及び報道機関との連絡調整に関する事 3 住民に対する警報・避難勧告等の周知及び広報に関する事 4 総務担当への支援に関する事
住民環境班 (住民課長)	防疫担当 ◎生活広報係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の収容及び避難所の開設並びに避難所の運営管理に関する事(遠別農業高等学校) 2 避難者の緊急輸送に関する事 3 災害時の記録写真に関する事 4 災害時における廃棄物の処理に関する事 5 防疫に関する事 6 感染症等の予防に関する事 7 保健所との連絡調整に関する事 8 死体の収容処理及び埋葬に関する事 9 被災地における環境保全対策に関する事及び公害対策に関する事
	住民担当 ◎住民係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災証明の発行に関する事 2 調査担当への支援に関する事 3 避難所の運営管理及び避難者名簿の作成に関する事に 関する事(遠別農業高等学校) 4 防疫担当への支援に関する事
	調査担当 ◎税務係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地域住民の避難誘導に関する事 2 被災世帯及び被災住家の被害状況の調査に関する事 3 被災台帳の作成及び状況報告に関する事 4 防疫担当への支援に関する事

班	担当 (◎チーフ、○サブチーフ)	事 務 分 掌
福祉班 (福祉課長)	避難所運営担当 ◎福祉係長 ○幼児センター園長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の収容及び避難所の開設並びに避難所の運営管理・避難者名簿の作成に関する事（幼児センター） 2 避難者の緊急輸送に関する事 3 所管施設及び社会福祉施設の被害状況調査、災害応急対策及び復旧対策に関する事 4 被災者に対する生活援護に関する事 5 災害救助法の事務の総括に関する事 6 日本赤十字社に対する協力要請及び連絡調整に関する事 7 被災者に対する災害弔慰金及び見舞金等に関する事 8 防災ボランティアの受入及び調整に関する事
	物資配給担当 ◎保険係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 救済物資及び災害義援金等の受付及び配分に関する事 2 被災者に対する食糧及び諸援護物資の支給に関する事 3 避難所運営担当への支援に関する事
	要配慮者担当 ◎包括支援係長 ○保健指導係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者の安否確認等に関する事 2 避難所生活の支援に関する事 3 被災者及び避難所に対する保健指導及び栄養指導に関する事 4 避難所運営担当への支援に関する事
産業班 (経済課長)	農林水商工担当 ◎農政係長 ○水産林務係長 ○商工観光係長 ○農業委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の収容及び避難所の開設並びに避難所の運営管理・避難者名簿の作成に関する事（農業振興センター） 2 避難者の緊急輸送に関する事 3 所管施設の被害状況調査に関する事 4 所管施設の災害応急対策及び復旧対策に関する事 5 農林水産業の被害調査及び応急対策に関する事 6 災害時における農林水産関係資金の融資に関する事 7 林野火災の予消防に関する事 8 災害時における農林水産関係機関との連絡調整に関する事 9 被災地の家畜の防疫に関する事 10 災害時における商工業者の被害調査に関する事 11 被災商工業者等の資金対策に関する事 12 観光客の避難対策に関する事 13 応急主要食糧の調達に関する事 14 応急衣料、燃料その他生活必需品の調達に関する事 15 船舶、水難救助に関する事 16 救助物資等の海上運送に関する事

班	担当 (◎チーフ、○サブチーフ)	事務分掌
建設班 (建設課長)	土木管理担当 ◎管理係長 ○技術係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、河川、橋梁及び堤防等の保護及び応急対策に関すること 2 市街地の浸水防止対策に関すること 3 水害危険区域、急傾斜地の警戒巡視に関すること 4 道路の通行禁止の区域及び制限の措置の総合調整に関すること 5 所管施設の被害状況調査に関すること 6 所管施設(道路、河川、橋梁、公営住宅等)の災害応急対策及び復旧対策に関すること 7 応急作業用車両等の確保及び応急資機材の調達に関すること 8 応急仮設住宅の建設に関すること 9 公営住宅の応急利用に関すること 10 建築物の二次災害防止のための緊急措置に関すること 11 災害時の建築相談及び指導に関すること 12 公共建築物の災害応急工事にに関すること
	水道担当 ◎水道係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設(上下水道施設等)の被害状況調査に関すること 2 所管施設の災害応急対策及び復旧対策に関すること 3 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関すること 4 水質の保全及び水源河川の状況調査に関すること 5 飲料水の確保に関すること 6 応急給水に関すること 7 資材の購入及び払い出しに関すること 8 給水の広報に関すること 9 応急作業従事者の応援要請に関すること
教育班 (教育次長)	文教担当 ◎学校教育係長 ○社会教育係長 ○学校給食係長 ○管理指導係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の収容及び教育委員会所管施設の避難所の開設(遠別小学校)並びに避難所の運営管理・避難者名簿の作成に関すること 2 避難者の緊急輸送に関すること 3 教育委員会所管施設の被害状況調査、応急対策及び復旧に関すること 4 災害時における児童・生徒の避難等の安全確保に関すること 5 児童・生徒の被災状況の調査に関すること 6 被災児童・生徒の給食及び学用品の給与に関すること 7 教職員の協力調整に関すること 8 文化財の保護に関すること 9 救護担当の行う炊き出し等の支援協力に関すること 10 必要に応じ、災害従事者等への炊き出し等の支援協力に関すること
医療班 (事務長)	庶務担当 ○総務係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護所の開設及び運営に関すること 2 医師会等との連絡調整に関すること 4 救急医療用具、医薬品等の確保に関すること 5 病院施設の被害状況調査及び応急対策に関すること
	医療担当 ◎院長 ○看護師長	<ol style="list-style-type: none"> 1 傷病者の収容、手当その他応急医療に関すること

	班 (◎班長、○副班長)	事 務 分 掌
支援班 (出納室長)	支援第1班 ◎議会議務局長 ○議会議務局係長	1 避難所の運営等の支援協力に関する事 2 本部連絡員への支援協力に関する事 3 その他各班各担当への支援協力に関する事
	支援第2班 ○出納係長	
消防班 (消防支署長)	北留萌消防組合消防署 遠別支署 ◎主幹 ○庶務係長	1 消防対策本部の設置及び運営に関する事 2 災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関する事 3 災害応急物品資材の手配調達に関する事 4 公務災害補償に関する事。 5 応援協定に基づく要請に関する事 7 情報の収集及び整理に関する事 8 大規模災害通報及び広報に関する事 9 火災原因、被害調査及び報告に関する事 10 避難誘導に関する事 11 被害情報収集及び広報に関する事 12 消防活動及び水防活動に関する事 13 人命救助、救急に関する事 14 被災地の二次災害予防及び警戒に関する事 15 消防職員、団員の運用に関する事 16 消防通信の統制及び保守に関する事 17 消防資機材の保全、管理に関する事 18 応援部隊との連絡調整に関する事

※ 各班の編成及び所掌事務については、原則として表のとおりとするが、災害状況等により部内で調整、編成替えを行い、適切な活動を行うものとする。

この場合、部内での変更分担事務は各部長が定め、指示するとともに本部長へ報告するものとする。

※ 災害の状況により必要と認めるときは、本部長は表と異なる編成を各部・班に指示することができるものとする。

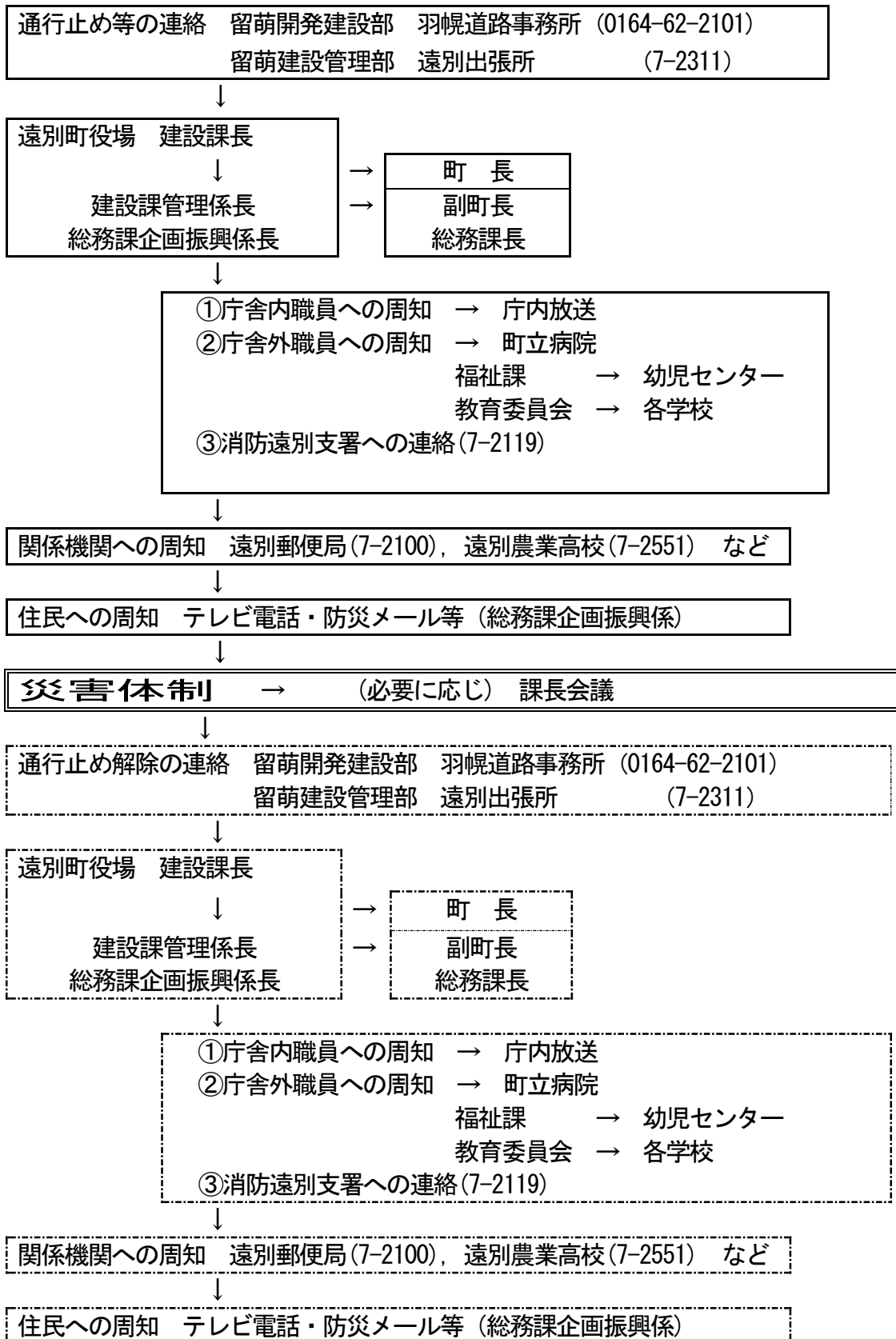
※ 本部との連絡員（災害情報連絡員）の指定

各班長は、当該対策班の班員内から連絡員を指定し、各班における災害情報を可能な限り収集し、取りまとめ、総務班へ報告するものとする。

■連絡員（災害情報連絡員）一覧表

対策部	連絡員（災害情報連絡員）
総務班	総務課総務係員
福祉班	福祉課包括支援係員
住民環境班	住民課税務係員
経済班	経済課農政係員
建設班	建設課管理係員
教育班	教育委員会社会教育係員
医療班	町立病院総務係員
消防班	遠別支署消防職員

5 視程障害等による交通規制時の連絡系統



6 避難所及び避難場所一覧

【指定避難所／指定緊急避難場所】

	名 称	所在地	電 話	F A X
1	遠別小学校（校舎・屋内体育館）	本町 5 丁目 15 番地	01632-7-2021	01632-7-2022
2	遠別農業高校（校舎・屋内体育館）	北浜 74 番地 1	01632-7-2376	01632-7-2376
3	幼児センター ※福祉避難所	本町 5 丁目 15 番地 1	01632-7-2744	01632-7-2530
4	農業振興センター	幸和 81 番地	01632-7-1340	01632-7-3270

【指定避難所】

	名 称	所在地	電 話	F A X
1	スポーツセンター	幸和 11 番地 61	01632-7-3299	01632-7-3481

【一般避難所】

	名 称	所在地	電 話	F A X
1	遠別中学校（校舎・屋内体育館）	幸和 405 番地	01632-7-2034	01632-7-1216
2	生涯学習センター	本町 4 丁目 1 番地 25	01632-7-2245	01632-7-3693
3	久光部落会館	久光 1017 番地 1	01632-7-3400	-
4	中央公民館	中央 341 番地 2	01632-7-3532	-
5	共栄公民館	共栄 244 番地 1	01632-7-2127	-
6	啓明婦人ホーム	啓明 175 番地 2	01632-7-3668	-
7	郷土資料館収蔵庫	清川 209 番地 2	01632-7-2353	01632-7-3956
8	丸松会館	丸松 121 番地 8	01632-7-3711	-
9	北里公民館	北里 117 番地 3	01632-7-3675	-
10	旭公民館	旭 82 番地 8	01632-7-3924	-
11	歌越 2 会館	歌越 162 番地 3	01632-7-3941	-

【避難場所】

	名称	所在地	電 話	F A X
1	遠別中学校グラウンド	幸和 405 番地	01632-7-2034	01632-7-1216
2	遠別小学校グラウンド	本町 5 丁目 15 番地	01632-7-2021	01632-7-2022
3	遠別農業高校グラウンド	北浜 74 番地 1	01632-7-2376	01632-7-2376
4	スポーツ公園	幸和 1 番地他	01632-7-3299	01632-7-3481
5	道の駅「えんべつ富士見」	富士見 46 番地 21 他	01632-7-3939	01632-7-3948
6	旧中央小学校グラウンド	中央 520 番地 1	01632-7-2353	01632-7-3956
7	郷土資料館収蔵庫グラウンド	清川 209 番地 2	01632-7-2353	01632-7-3956
8	旧えんべつふれあいセンター広場	歌越 122 番地 1	01632-7-2353	01632-7-3956

